

平成 20 年 11 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社 鉄 人 化 計 画
代 表 者 名 代表取締役社長 日野洋一
(コード番号 2404 東証マザーズ)
問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 浦野敏男
(TEL. 0 3 - 5 7 7 3 - 9 1 8 4)

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 11 月 6 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、以下の要領により、当社取締役、監査役、従業員及び当社子会社の取締役、監査役、従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償にて発行すること、及び発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、及び当社取締役、当社監査役に対して、取締役の報酬額及び監査役の報酬額とは別枠にて、取締役及び監査役に対する報酬として新株予約権を付与することの承認を求める議案を、平成 20 年 11 月 26 日開催予定の当社第 10 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

ストックオプションとしての報酬額

本議案は、当社取締役並びに監査役に対して、平成 12 年 6 月 1 日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額は年額 150 百万円、監査役の報酬額は年額 30 百万円とする旨ご承認いただいておりますが、これとは別枠にて、取締役に割り当てる新株予約権に関する報酬等の額につき、新株予約権の公正価額に付与する新株予約権の数を乗じた金額を、取締役については年額 1,750 万円以内とすること、監査役に割り当てる新株予約権に関する報酬等の額につき、新株予約権の公正価額に付与する新株予約権の数を乗じた金額を、監査役については年額 250 万円以内とすることのご承認をお願いするものです。

なお、現在の取締役の員数は 5 名、監査役の員数は 3 名ですが、平成 20 年 11 月 26 日開催予定の当社第 10 回定時株主総会において「監査役 1 名選任の件」が原案どおり可決されますと 4 名（うち社外監査役 2 名）となります。

新株予約権発行の要領

1. 有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社及び当社子会社の取締役、監査役、従業員に対して新株予約権を付与することで、業績に対する意欲や士気を高め、継続的な経営改革を展開することにより、当社グループの連結業績の向上並びに企業価値の向上を図るものであります。

2. 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役5名、監査役3名（「監査役1名選任の件」が可決されますと4名）、従業員、当社子会社の取締役、監査役、従業員とします。

3. 新株予約権の数の上限

本総会決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権の数は、1,000個を上限とします。（うち当社取締役に対する割当分350個、当社監査役に対する割当分50個）

4. 新株予約権についての金銭の払込み

本総会決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権について、新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないもの（無償）とします。

5. 新株予約権の内容

本総会決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容は、次のとおりとします。

(1) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式1株とし、新株予約権の行使により交付される株式の数は1,000株を上限とする。（うち当社取締役に対する割当分350株、当社監査役に対する割当分50株）

ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合にはその前日以前の取引が成立した取引日のうち新株予約権の割当日に最も近い日の終値）に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

- ① 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

- ② また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \cdot \text{処分株式数}}$$

なお、上記計算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- ③ 新株予約権の割当日後に合併、会社分割、資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

平成22年12月1日から平成24年11月30日までとする。

(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 新株予約権の譲渡による取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(6) 新株予約権の取得の事由

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき）は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(7) 新株予約権のその他の行使条件

①新株予約権について一部行使はできないものとする。

②新株予約権者は、権利行使日において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。

③新株予約権の相続はこれを認めない。

④その他の行使条件については、当社取締役会決議により定めるものとする。

6. 取締役並びに監査役の報酬等の具体的な算定方法

取締役並びに監査役の報酬等の算定方法につきましては、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、新株予約権の割当日において存在する当社の取締役並びに監査役に割当てた新株予約権の総数を乗じて得た額とします。新株予約権1個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日の株価及び行使価額等を用いてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正な評価単価に基づくものとします。

(注1) 具体的な発行内容及び割当の条件は、上記内容の範囲内において、今後開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

(注2) 上記の内容については、平成20年11月26日開催予定の当社第10回定時株主総会において「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上